

# 入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部 契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	令和5年度第5工区工事
履行場所	藤井寺市青山2丁目外
契約者	(商号) (有)日照建設 (住所) 大阪府藤井寺市春日丘2-6-31 (代表者) 代表取締役 田中 照代
物件概要 (変更後の内容)	【府道部夜間・市道部昼間工事】 開削工 Vuφ200 L=374.99m 推進工 鋼管φ350 (VPφ200) L=6.95m マンホール工14箇所 汚水ます及び取付管工 1式 舗装工 A=1243㎡ 付帯工 1式

変更契約の経過とその内容について

※変更契約欄の契約金額は、  
変更後契約金額を記載。

契約の種類	契約年月日	変更理由	契約履行期間	契約金額 (税込)
変更契約	令和6年2月28日	別紙のとおり	令和5年5月17日 から 令和6年3月29日	¥72,491,100

# 変更理由書

- ・工事名：令和5年度第5工区工事
- ・請負業者：有限会社 日照建設
- ・契約日：令和5年5月16日
- ・工期：令和5年5月17日～令和6年3月29日

以下の理由により、変更が生じました。

(1) 薬液注入工に伴う観測孔について

- ・薬液注入範囲が地下水位以下になり、地下水等の水質監視が必須となりました。そのため水質監視の観測井戸にかかる増額変更を行うものです。

(2) 仮舗装の材料について

- ・富田林土木事務所との協議により府道大阪羽曳野線の仮舗装を再生密粒度 As (13) での施工となりました。そのため材料の変更にかかる減額変更を行うものです。

(3) 公共汚水樹の追加について

- ・公共汚水樹No68 宅より公共汚水樹追加の申し出がありました。公共汚水樹設置基準でも条件を満たしている（1敷地面積 300 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満）ため、1個所追加（管止め）で施工を行います。

また、公共汚水樹No78 宅は不在で所有者と連絡を取ることができません。そのため設計図の位置に管止めにて施工を行います。

上記2点の施工をに伴う増額また減額の変更を行うものです。

(4) 公共汚水樹の削減について

- ・所有者が違うため公共汚水樹No7 宅で1個所、No8 宅で1個所の公共汚水樹設置申込書を出されていたが、公共汚水樹No7 宅、No8 宅が同一の所有者に変更されていました。所有者により公共汚水樹No7 宅、No8 宅は共同で1個所の公共汚水樹設置を希望されています。そのため公共汚水樹No8 宅1個所の削減に伴う減額の変更を行うものです。

(5) 公共汚水樹の追加について

- ・公共汚水樹No53 宅、No54 宅より公共汚水樹追加の申し出がありました。公共汚水樹設置基準では公共汚水樹No54 宅：1敷地面積 300 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満で2個所設置、公共汚水樹No53 宅：1敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上で設置個所数相談となっています。

所有者の希望はNo54 宅は1個所追加の計2個所、No53 宅は2個所追加の計3個所で条件を満たしています。

そのため、公共汚水樹3個所追加に伴う増額の変更を行うものです。

(6) 公共汚水柵の追加について

- ・当該工事の公共汚水柵は所有者に申込書を提出していただき、その申込書に記載の数量(3個所)を基に積算を行いました。発注後に再度設置位置の確認を所有者としたところ、分譲する事になり、公共汚水柵を3個所追加し、全6個所にしてほしいとの要望がありました。藤井寺市下水道設計基準書の設置数では係員と相談になっており、分譲計画図により6個所は妥当との判断により公共汚水柵の追加が必要となりました。

そのため公共汚水柵3個所追加に伴う増額の変更を行うものです。

(7) 工場内の公共汚水柵設置に伴う表面仕上げについて

- ・当初設計では現場完了後の翌年8月に供用開始が行われ、各敷地で浄化槽から公共汚水柵への改造工事が行われるため公共汚水柵設置後の表面仕上げはモルタルでの仕上げで行っています。

古林紙工の工場出入口である公共汚水柵No56-1、56-2、66'3個所の施工を行ったところ、コンクリート土間の厚さが250mmありました。そのため古林紙工と表面の仕上について協議を行ったところ、改造工事は供用開始後、早々に行う予定でいるが、工事完了予定の3月から供用開始の8月までに、大型車の出入りによって落輪の恐れがあるためコンクリート土間250mmでの復旧を要望されました。

現状のコンクリート土間が250mmあり大型車の往来のよって落輪の恐れもあることから保安上、現況に復旧する必要があります。

上記により表面仕上げの変更による増額変更を行うものです。

(8) 野中15号線の舗装範囲について

下水道工事施工後に道路管理者との立会を行い、舗装の復旧幅が5.4m(19m<sup>2</sup>の追加)となりました。

そのため舗装復旧19m<sup>2</sup>の追加にかかる費用の増額変更を行うものです。

(9) 府道部舗装の摩り付けについて

- ・現在の府道仮舗装は埋設管の移設工事また下水道工事により打ち継ぎ目が多く、バイクや自転車の通行に危険がおよぶ程の段差はありませんが、平坦性が悪くなっているため、一部の大型車が通行する際に打ち継ぎ目で大きな振動・騒音が発生しており、一部の沿道住民に昼夜間にわたって多大な迷惑をかけている状態になっており対応が求められています。

下水工事後には埋設管の復元工事があるため、一部摩り付けによって低減対策を行う必要があります。そのため舗装摩り付けにかかる費用の増額変更を行うものです。

上記内容について、請負契約書第19条（設計図書の変更）に基づき、設計変更を行うものです。

工 種	数 量	備 考
事業損失防止施設費 観測孔	N= (0) 1 箇所	
取付管およびます工 ます工	N= (47) 48 箇所	
取付管およびます工 取付管工	N= (48) 52 箇所	
取付管およびます工 防護蓋	N= (6) 11 箇所	
付帯工 土間コンクリート工	N= (0) 3 箇所	
舗装工 道路打換え工	A= (1,225) 1,244 m <sup>2</sup>	
付帯工 舗装摩り付け	N= (0) 1 箇所	

※変更前：上段（ ）書き

変更後：下段